

小鹿野町総合評価方式活用ガイドライン

1. 必須評価項目

ア 企業の技術能力

評価項目	評価基準	配点	得点
(7)工事成績評定	埼玉県発注工事の過去2年度間の平均点が82点以上	2	/2
	平均点80点以上82点未満	1.5	
	平均点78点以上80点未満	1	
	78点未満	0	

イ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準		配点	得点	
(7)災害防止活動等の実績	協定	県機関等と協定等を締結し、災害防止活動への協定体制を整えている。	小鹿野町内に本店又は主たる営業所をおいている。	1	/1
			上記以外	0.5	
		締結していない。		0	
	実績	過去2年度間に災害防止や復旧への協力活動を行った。	小鹿野町の求めにより協力活動を行った。	2	/2
			県機関等又は国土交通省の求めにより小鹿野町内で協力活動を行った。	1	
		行っていない。		0	
(4)CO2削減対策	「埼玉県エコアップ認証制度」の認証を受けている。		1	/1	
	認証を受けていない。		0		

ウ 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 施工経験	過去 1 5 年度間に類似の公共工事の施工経験がある。	1	/ 1
	ない。	0	

※工事の内容、課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

※「類似」の要件は工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

2 選択評価項目

カ 企業の技術能力

評価項目	評価基準	配点	得点
(エ) ISO 取得状況	ISO9001・ISO14001 を取得している。	1. 5	/ 1. 5
	ISO9001 を取得している。	1	
	ISO14001 を取得している。	0. 5	
	ない。	0	

※必須項目イ「(イ)CO2 削減対策」の加点対象者(埼玉県エコアップ認証制度の認証者)は、ISO14001 の加点対象外とする。

※公告日において、入札に参加する営業所が ISO を取得しているものとする。

キ 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 保有する資格	1 級土木施工管理技士の資格を保有している。	1	/ 1
	上記の資格を保有していない。	0	

ク 企業の地域精通度

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 地理的条件	本店、または主たる営業所の所在地が小鹿野町内である。	1	/ 1
	本店、または主たる営業所の所在地が秩父県土整備事務所管内である。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

ケ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準	配点	得点
(ア) 企業の社会的貢献の実績	a 過去2年度間に、「インターンシップの受け入れ」、「県機関等の施設管理に関するボランティア活動」の両方の実績がある。	2	/ 2
	b 過去2年度間に、「インターンシップの受け入れ」、「県機関等の施設管理に関するボランティア活動」のいずれか一方の実績がある。	1	
	c 過去1年度間における県が推進する施策に係る研修への参加実績。	0.5	
	d a～c 欄に掲げる活動実績はない。	0	
(イ) 除雪契約実績	過去2年度間に、小鹿野町との除雪契約実績がある。	2	/ 2
	ない。	0	

※1 a～dのうち、いずれか1つの実績を評価する。

※2 過去2年度間における、県機関等の施設管理に関するボランティア活動。(道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等のボランティア活動で、施設管理者が証明する「ボランティア活動実績証明書」により実施を確認できるもの) なお、実績は企業単体で実施したものを原則評価対象とする。

※3 過去2年度間に、大学生、高校生等を対象としたインターンシップを受入れた実績がある。(学校が証明する「インターンシップ受入実績証明書」により実績を確認できるもの) ただし、県内企業(本店または主たる営業所の所在地が県内)に限る。

※4 過去1年度間に、県が推進する施策に係る研修に参加した実績がある。

なお、該当する研修については、県建設管理課のホームページで公表されたものに限る。

コ その他

評価項目	評価基準	配点	得点
(イ) 県産資材の選定	主要な資材を県産資材から選定する。	1	／1
	選定しない。	0	

サ 企業倫理や信頼性等 (減点項目)

評価項目	評価基準	配点
(ア) 入札参加停止措置 (入札参加除外措置)	過去2年度間に県発注工事の入札参加停止措置や埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱により入札参加除外措置を受けた。	-1
	上記に該当しない。	0
(イ) 不正軽油の使用による法令違反	過去2年度間の県発注工事で不正軽油を使用し、法令違反 (地方税法違反、埼玉県生活環境保全条例違反等) により通知等を受けた。	-1
	上記に該当しない。	0
(ウ) ディーゼル不適合車の使用による法令違反	過去2年度間の県発注工事でディーゼル車の不適合車を使用し、埼玉県生活環境保全条例違反により、運行禁止命令を受けた。	-1
	上記に該当しない。	0
(エ) 過積載による法令違反	過去2年度間の県発注工事で過積載を行い、道路交通法違反等により、入札参加停止措置を受けた。	-1
	上記に該当しない。	0
(オ) 総合評価の不履行	過去2年度間の総合評価方式による県発注工事において、正当な理由なく技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかった。	-1
	上記に該当しない。	0

(カ) 入札契約に関する不当な強要行為	過去2年度間に入札契約に関する不当な強要を感じさせる行為をした。	- 1
	上記に該当しない。	0
(キ) 死亡事故	過去2年度間に県内における公共工事で作業員及び第三者の死亡事故を起こし、入札参加停止措置を受けた。	- 1
	上記に該当しない。	0

※1 (イ)～(キ)のいずれかを選択した場合、選択した項目を原因とする入札参加停止措置(入札参加除外措置)を受けたことについての重複原点は行わない。